

最近の公害苦情処理事例から

公害等調整委員会事務局

〇ライブハウスからの騒音苦情に対し、県、市、警察の連携により対処し、解決した事例

(苦情要旨)

Aライブハウスの騒音がひどく、特に深夜2時から3時の時間帯がうるさいので、指導してほしい。

(処理概要)

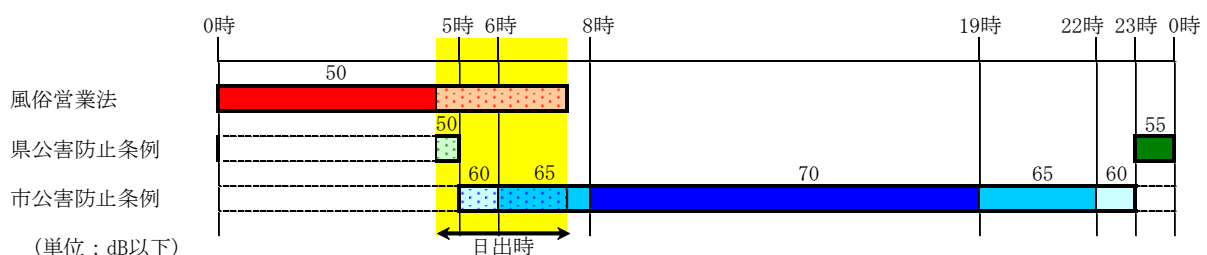
防音工事の実施、深夜のイベントの中止

(発生源の状況等現地調査の結果)

発生源のAライブハウスは、イベント主催者へホールを賃貸し、その横で飲食店を営業して、音楽イベントに参加する客に酒類や食べ物を提供している。Aライブハウスは、1階にライブホールと厨房がある。入口の扉には、鉄板を入れており、壁にも防音材を使用している。窓は一枚ガラスであり、厨房の窓と勝手口の扉の防音対策は行われていない。

(参考) Aライブハウスの騒音規制

Aライブハウスでは、深夜において飲食店営業を営んでいるため、風俗営業法(午前0時から日出時まで)および県公害防止条例(午後11時から午前5時まで。ただし、風俗営業法第32条第2項において準用する風俗営業法第15条の適用を受ける飲食店営業については、午前0時から日出時までを除く。)の騒音規制の対象となっている。また、市公害防止条例に規定されている特定施設を有しているため、同条例の騒音規制の対象となっている(騒音規制法が適用される場合及び深夜において県公害防止条例が適用される場合を除く。)。なお、Aライブハウスは、騒音規制法の適用を受けない。Aライブハウスは工業地域に位置しており、規制基準は以下のとおりである。



(処理経過)

- 7月
- B市環境課から連絡があり、「苦情申立者C氏から騒音苦情があった。」旨を県健康福祉センターが受理した。
 - 県健康福祉センターとB市環境課が合同でAライブハウスに立ち入り、機材の配置や防音対策状況を現地調査したところ、窓や扉で防音対策が行われていない箇所があったため、Aライブハウスの代表者D氏に次のことを指導した。
 - ① 深夜騒音については、県公害防止条例の規制基準を遵守すること。
 - ② 入口横の窓、トイレの扉や窓、厨房の窓と勝手口の扉の防音対策を検討すること。
 - ③ 深夜の騒音対策が決まったら、C氏に説明すること。
- 一方、C氏に対しては、騒音苦情はB市環境課が窓口であるが、午後11時から午前5時までの深夜騒音は、県公害防止条例でも基準が定められているため、市と協力し指導していくことを説明した。
- 8月
- D氏から、窓や扉に鉄板を入れる騒音対策の準備をしていることを確認するとともに、D氏に対し、ライブイベント実施時に敷地境界で騒音の測定をすることを伝えた。
 - B市環境課と合同でライブイベント実施時に勝手口の扉付近の騒音測定を実施した。

(測定結果) 暗騒音(演奏時以外の音) (19:05~20:05) : 上限値 49 d B
測定対象の音(演奏時の音) (20:05~20:30) : 上限値 52 d B
- 9月
- D氏に対し、騒音の測定結果を説明した。D氏から窓と扉に鉄板を張る防音対策を行ったことや防音対策についてC氏と直接話し合っていることを聴取した。
 - C氏から健康福祉センターへ、翌朝5:00まで行われたライブイベントの重低音が我慢できない旨の申出があった。
 - Aライブハウスは、風俗営業法の適用を受ける可能性があったことから、県健康福祉センター、B市環境課、県警察署が合同で、再度、Aライブハウスに立入調査を行った。

D氏に対し、イベント主催者と交渉し、イベント時(特に午前3時から午前5時)のボリュームを下げることや、騒音苦情が出ないようにC氏と話し合いをする等の対応をとるよう指導した。

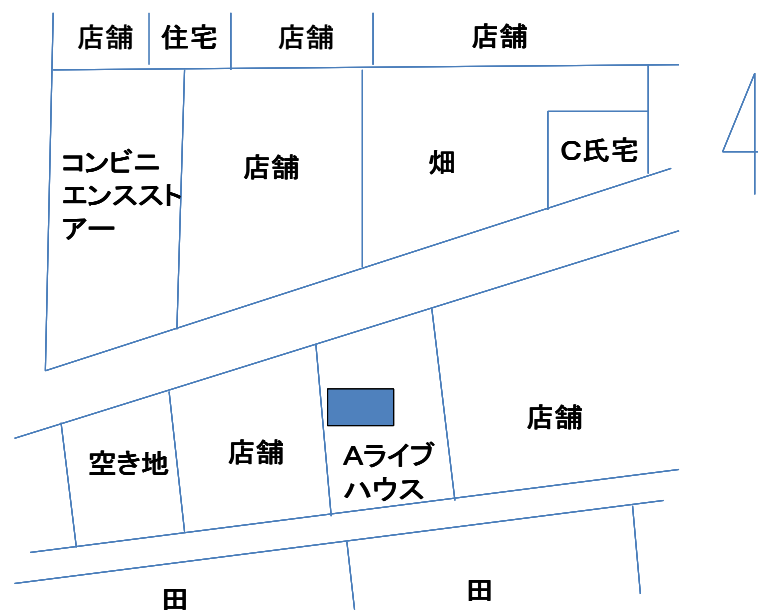
また、県警察署では、Aライブハウスが風俗営業法の対象施設となるかについて調査することとなった。
 - 県警察署はD氏に対し、Aライブハウスは風俗営業法の適用対象施設になるため届出を出さなければ、現況の営業形態では営業できない旨指導した。

- 10 月
- C氏からB市環境課へ、再度、翌朝5時まで行われたライブイベントの重低音が我慢できない旨の申出があった。
 - 県警察署の指導により、Aライブハウスでのイベントが中止となった。
以後、深夜のライブイベントは実施されることはなく、苦情の申立てもなくなった。

(事案の特色)

- (1) 当該地区は、県公害防止条例に定める深夜騒音の規制に係る基準の第四種区域（工業地域として定められた区域）であり、AライブハウスからC氏宅までは約40メートル離れている。騒音測定を実施した結果、参考値ではあるが、市公害防止条例の規制基準（深夜60dB）以内ではあるものの、風俗営業法の基準値（深夜50dB）を超えるおそれがあると判断された。
- (2) 公害防止技術について………D氏に対し、扉や窓などの防音対策を指導し、鉄板を張る措置が採られた。
- (3) その他………苦情の主な原因が深夜のイベントであり、風俗営業法を担当する県警察署が基準遵守や届出を指導したことによって、事業者は深夜のライブイベントを中止することとなり、県警察署との連携が解決に結びついた。

(配置図)



(拡大図)

